

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「総務幹」を「危機管理幹」に改める。

別表第一委任事務の欄第二号中「第三項の規定に基づき、職員の下に「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同欄第三号中「第五条」の下に「第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同欄第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同表専決事項の欄第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の在宅勤務を命令すること。

別表第二総合教育センター所長の項委任事務の欄第二号の次に次の一号を加える。

三 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。
別表第二図書館長の項委任事務の欄第三号の次に次の一号を加える。

四 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二歴史と民俗の博物館長の項委任事務の欄第八号の次に次の一号を加える。

九 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二史跡の博物館長の項委任事務の欄第五号の次に次の一号を加える。

六 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二近代美術館長の項委任事務の欄第九号中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二自然の博物館長の項委任事務の欄第十五号の次に次の一号を加える。

十六 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第二文書館長の項委任事務の欄第六号の次に次の一号を加える。

七 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。
別表第二げんきプラザ所長の項委任事務の欄第十一号の次に次の一号を加える。

十二 講習会、講演会、展覧会、研究会、競技会等の共催及び後援を承認すること。

別表第三第十三号教育長決裁事項の欄5中「第三項の規定に基づき、副教育長及び本局の参事の」の下に「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同欄6中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同欄に次のように加える。

9 副教育長及び本局の参事の在宅勤務を命令すること。

別表第三第十三号部長専決事項の欄6中「第三項の規定に基づき、副教育長及び本局の参事の」の下に「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同欄7中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同欄に次のように加える。

10 部長、高校改革統括監、副部長及び部の参事の在宅勤務を命令すること。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。